

## 川崎市創業支援等事業計画における「認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明」の交付に関する事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による認定特定創業支援等事業を受けたことの証明（以下、「当該証明」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定特定創業支援等事業 産業競争力強化法第2条第33項に規定するもののうち、川崎市が経済産業大臣、総務大臣及び関東農政局長から認定を受けた創業支援等事業計画に記載された事業をいう。
- (2) 認定連携創業支援等事業者 前号に規定する認定特定創業支援等事業を実施する者をいう。

### (証明の交付対象者)

第3条 当該証明の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 産業競争力強化法第2条第31項第1号から第4号までに規定する「創業者」に該当する者であること。
- (2) 前条第1項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識を全て習得するための支援を、原則4回以上かつ1カ月以上継続的に受けた者であること。
- (3) 創業予定又は既に開始している事業等が公の秩序又は風俗を害するおそれがないものであることが明らかな者であること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者でないこと。

### (証明の交付申請)

第4条 当該証明の交付を受けようとする者は、認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する申請書（第1号様式）（以下、「申請書」という。）に、認定連携創業支援等事業者が発行した認定特定創業支援等事業による支援を行ったことを証する書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、認定連携創業支援等事業者が当該書類を発行しない場合は、この限りでない。

- 2 産業競争力強化法第2条第31項第2号に規定する「創業者」については、前項に定める申請書のほか、税務署受付印が押印された開業届又はその写しを提出しなければならない。
- 3 産業競争力強化法第2条第31項第4号に規定する「創業者」については、前項に定める申請書のほか、登記事項証明書又はその写しを提出しなければならない。

(証明の交付)

第5条 市長は、前条第1項に規定する証明書の交付申請があった場合においては、その内容を審査し、第3条第1項各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、当該証明書を交付するものとする。

(証明の有効期限)

第6条 当該証明の有効期限は、次の各号に掲げるもののうち、最も早い日とする。

- (1) 川崎市創業支援等事業計画の計画期間終了日
- (2) 産業競争力強化法第2条第31項第2号に規定する「創業者」については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過する日
- (3) 産業競争力強化法第2条第31項第4号に規定する「創業者」については、登記事項証明書に記載されている会社設立日から5年を経過する日
- (4) 令和9年3月31日

(事務)

第7条 当該証明書の交付に係る事務は経済労働局イノベーション推進部にて行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、当該証明書の交付に関し必要な事項は経済労働局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年 7 月 31 日までに第 2 条第 1 項第 1 号に規定する認定特定創業支援等事業の受講等を開始した産業競争力強化法第 2 条第 29 項第 4 号に規定する「創業者」については、令和 6 年 12 月 27 日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。なお、令和 6 年 8 月 1 日に施行した令和 6 年 12 月 27 日までの経過措置については、廃止する。

(第1号様式)

## 認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する申請書

(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条第1項の規定による証明に関する申請書)

年 月 日

川崎市長 あて

申請者(法人にあっては法人の住所、電話番号、法人名、代表者氏名)

住 所

電話番号

氏 名

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、次のとおり申請します。

### 1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

事業名	期間

### 2 設立しようとする会社の商号(屋号)・本店所在地

・商号(屋号):

・本店所在地:

### 3 設立しようとする会社の資本額 万円(会社の場合)

### 4 新たに開始しようとする事業の業種、内容

### 5 設立しようとする会社(事業)の設立予定年月日 年 月 日 ※創業済の場合、創業日

### 6 証明書の申請理由、使用用途

登録免許税減免 創業支援資金の特例措置 新規開業資金(日本政策金融公庫)

その他( )

※2~5は、認定特定創業支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。既に事業を開始している場合は、税務署受付印が押された開業届またはその写しを添付してください。

川崎市証明経イ第 号

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明します。

年 月 日

川崎市長 福田 紀彦

有効期限: 年 月 日まで

【証明書発行元】川崎市経済労働局イノベーション推進部 電話 044-200-2334 FAX 044-200-3920

(注) 会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。